

すすめよう！男女共同参画

問合せ先

役場企画課企画調整係
(内線212)

◆女性活躍推進法～女性の仕事と家庭の両立を進める

人口減少、少子高齢化が進む中で、「働きたい」女性が出産や育児と仕事を両立させながら活躍できる社会の実現を目指して、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が平成27年に施行されました。

この法律は、常時雇用する労働者が301人以上の民間事業者に、自社の女性の活躍状況を把握し、課題を分析して、その解決に向けた取り組みを内容とする「一般事業主行動計画」の策定を義務付けていますが、令和4年4月からは常時雇用する労働者が101人以上の民間事業者に対象が拡大されます。

「女性活躍推進法」の目指すことは、主に次の3つです。

- ①採用や教育訓練、昇進、職種、雇用形態などが平等であること
 - ②男女の別を問わず、仕事と家庭が円滑かつ継続的に両立できる労働環境をつくること
 - ③女性の仕事と家庭の両立は、本人の意思によること
- この法律の趣旨に基づいて、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取り組み（採用、継続就業、労働時間などの働き方、管理

職比率、多様なキャリアコース）の実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けられ、「えるぼし」マークが付与されます。「えるぼし」マークには、女性の活躍を応援する企業として、以下のような効果が期待できます。

- ①優秀な人材の採用確率の上昇
- ②働きやすい環境づくりによる定着率の向上
- ③企業イメージ（「女性が働きやすい会社」など）の向上

認定には、3段階のえるぼし認定とより高い水準のプラチナえるぼし認定（令和2年6月1日から）があります。令和2年11月末時点で、全国のえるぼし認定は1,181社、プラチナえるぼし認定は6社が受けています。

法律や制度の整備だけでなく、男性、パートナー、家庭、職場、社会の理解と協働で女性が生き生きと活躍できる社会をみんなで目指しましょう。



厚生労働大臣認定「えるぼし」マーク